

年 月 日

(あて先) 沼 津 市 長

自治会名
(団体名)

住 所

自治会長名
(代表者名)

電話番号

< 剪定枝リサイクル事業実施申込書 >

沼津市剪定枝リサイクル事業について以下のとおり申し込みます。

記

1. 作業希望日 年 月 日 ()
2. 排出場所 () 箇所 (簡単な地図を添付して下さい)
3. 排出量 () m³ 程度
4. その他

※ 裏面の留意点について、よくご確認下さい。

※ 作業希望日には、現地で剪定枝破砕処理車がチップ化する作業を行う日について、希望日をご記入ください。なお、土日祝日は作業実施いたしません。また、希望日直前での申し込みは対応しかねることもありますので、早めに申し込み下さい。

※ 中止の場合は、依頼者から作業委託業者への直接連絡が原則となります。

※ 作業開始時間は、原則午前 8 時半前後とさせていただきます。

担当：クリーンセンター管理課 ごみ減量推進係

TEL：055-933-0711

FAX：055-931-7724

e-mail：kuri-kan@city.numazu.lg.jp

<剪定枝リサイクルに関する留意点など>

1) 剪定枝の出し方について

- 枝は、長さ1m程度にしてください。
(但し、集積場所が広場等で周辺に支障がない場合は、長さ2m程度まで可)
- 太さ10cm以上の枝は破砕処理車での現場処理ができませんので、**太い枝と細い枝は、別々**においてください。
- 排出する剪定枝は、麻紐・縄など(ビニール紐不可)で縛って出して下さい。
(但し、集積場所が広場等で周辺に支障がない場合は、縛らずに出しても可)
- 破砕処理車損傷のもととなりますので、**土は必ず落として出して下さい**。
- 剪定枝は、葉がついたままで排出していただけます。
- **竹は、破砕できないため、排出できません**。
- 剪定枝だけを対象としているため、**建築廃材や家具等は出せません**。建築廃材は、産業廃棄物として処理業者に連絡し、処理して下さい。家具類は埋立てごみの日に焼却粗大ごみ(②類)に出して下さい。

2) 排出時間と処理時間について

- 排出は作業日の午前8時半までをお願いします。
- 作業は午前8時半前後から開始し、排出量にもよりますが30分~1時間程度行います。処理が完了次第、破砕処理車は引き上げいたします。
- 作業中は、破砕処理車のエンジン音以外に破砕音(メリメリといった音)が多少発生します。

3) 悪天候時の場合について

- 原則として、**決められた日以外の作業はいたしません**。中止する場合は、**恐れ入りますが直接委託業者に連絡してください**。
- 強風などで枝葉が飛散する恐れがある場合の対策は、自治会でお願いいたします。(台風などによる収集日時の変更を含む)

4) チップ化後の剪定枝の処理について

- 剪定チップは、可能な限り自治会公園等の下草止めなどにご利用ください。
(但し、自治会等での使用が困難な場合は申し出てください)

5) 排出場所の選定について

- 排出場所は比較的広く、交通量が少ない場所を選定して下さい。
- 破砕処理車が進入できる場所にお集め下さい。

6) 排出場所に出されてしまった他のごみの処理について

- **誤って出されたごみは収集いたしません**。(剪定枝処理専用の車輛のため)警告シール等は貼りませんので分別して市の収集に出しなおして下さい。
- 作業終了後、自治会等関係者が確認してください。